

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業特別会計

事業名	公共下水道 特定環境保全公共下水道 農業集落排水施設 漁業集落排水施設（下水道事業）		
事業開始年月日	S37.4.1	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 非適用
団体名	周南市	職員数（H24.4.1現在）	47
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上 早期健全化基準以上 経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	181（21年度）	財政力指数	0.878（22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨時債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	93.7（21年度）	実質公債費比率（％）	11.9（22年度）
		将来負担比率（％）	114.4（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
【合併期日：平成15年4月21日 合併前市町村：徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町】 合併により、各市町の4つの下水道事業特別会計を統合。平成17年度に、経営の合理化を図るため、各下水道担当を統合して下水道部を新設、集落排水事業も含めた下水道業務を一元化。統合により、職員数4人減、維持管理費189百万円減となった。平成18年度には旧市町のままだった料金体系を統一し、平均15.56%の改定を実施。（対前年度比227百万円の増収）

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	周南市下水道事業経営健全化計画（延長計画分）
計画期間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	周南市上下水道事業管理者 磯部 恒明
既存計画との関係	集中改革プラン(H16-21)、下水道事業経営計画(H22-26)
公表の方法等	議会で説明、及びホームページで公表
基本方針	本市の下水道事業は、施設整備主体から維持管理主体へと移行する段階に入っているが、老朽化施設の更新や合流改善、浸水対策など多くの課題に的確に対応し、安心・安全な事業運営を維持していく必要がある。公営企業として経営の透明性を高め、下水道財政の健全化と経営基盤の強化を図り、計画的な事業経営に取り組むものである。

基本的事項（つづき）

5 線上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	線上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	線上償還希望額	235,401.1			235,401.1
旧公営企業金融公庫資金	線上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「線上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された線上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の 債 担 持					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業	235,401.1			235,401
合 計 (A)		235,401.1			235,401
一 般 上 記 の 債 担 持					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		235,401.1			235,401

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の 債 担 持					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	<p>H23年度の地方公営企業法適用に伴い、公共・特環下水道、農業・漁業集落排水の4事業を同一会計で実施している。使用料については平成18年度に合併前の料金体系を統一し平均15.56%の改定を行ったが、その後予定していた平成21年度の改定は実施しておらず、有収水量の大幅な伸びが見込めない中で、収入の確保が大きな課題となっている。なかでも農業集落排水事業については経費回収率が51.0%と低いため、一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない状況であり、平成23年度収益的収支の基準外繰入金決算額は会計全体で113,791千円（うち農排69,102千円）となっている。すでに集落排水事業は整備を完了しており、公共・特環下水道を合わせた普及率は85.1%と面整備はピークを過ぎているものの、供用開始から45年を経過した徳山中央浄化センターの再構築をはじめ老朽化施設の更新や合流改善事業など大きな課題が山積し、今後の経費の増大は避けられない。</p>																		
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="504 689 691 741">課 題</td> <td data-bbox="691 689 1466 741">使用料水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="504 741 1466 846"> <p>現行使用料は、平成18年度の料金改定で2,910円(月20m³)に引き上げとなったが、今後、目安となる月3,000円水準に向け使用料改定を検討し、適正化への取り組みを行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 846 691 898">課 題</td> <td data-bbox="691 846 1466 898">投下資本の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="504 898 1466 1037"> <p>周辺地区の面整備については、投資効果を考慮した計画の見直しやほかの優先順位の高い事業の投資額を鑑み、その事業ペースを落とすなど投下資本の抑制に努める。また新規整備地区については個別処理を基本的に検討を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1037 691 1088">課 題</td> <td data-bbox="691 1037 1466 1088">維持管理費の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="504 1088 1466 1249"> <p>これまでも実施してきた不明水対策をはじめとして施設維持管理費用の削減努力をするとともに、民間的経営手法の導入や一層の定員管理の合理化の検討も含め、汚水処理原価や1人当たり管理運営費の引下げを目指し、より一層の維持管理費の削減に努める</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1249 691 1301">課 題</td> <td data-bbox="691 1249 1466 1301">公営企業としての経営改善</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="504 1301 1466 1429"> <p>公営企業会計の導入により収益・費用の適正な把握を行い、効率的な経営に努めるとともに、上下水道の組織統合によるメリットを生かしコスト削減及び住民サービスの向上を目指す。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="504 1429 1466 1541"> <p> </p> </td> </tr> </table>	課 題	使用料水準の適正化	<p>現行使用料は、平成18年度の料金改定で2,910円(月20m³)に引き上げとなったが、今後、目安となる月3,000円水準に向け使用料改定を検討し、適正化への取り組みを行う。</p>		課 題	投下資本の抑制	<p>周辺地区の面整備については、投資効果を考慮した計画の見直しやほかの優先順位の高い事業の投資額を鑑み、その事業ペースを落とすなど投下資本の抑制に努める。また新規整備地区については個別処理を基本的に検討を行う。</p>		課 題	維持管理費の削減	<p>これまでも実施してきた不明水対策をはじめとして施設維持管理費用の削減努力をするとともに、民間的経営手法の導入や一層の定員管理の合理化の検討も含め、汚水処理原価や1人当たり管理運営費の引下げを目指し、より一層の維持管理費の削減に努める</p>		課 題	公営企業としての経営改善	<p>公営企業会計の導入により収益・費用の適正な把握を行い、効率的な経営に努めるとともに、上下水道の組織統合によるメリットを生かしコスト削減及び住民サービスの向上を目指す。</p>		<p> </p>	
課 題	使用料水準の適正化																		
<p>現行使用料は、平成18年度の料金改定で2,910円(月20m³)に引き上げとなったが、今後、目安となる月3,000円水準に向け使用料改定を検討し、適正化への取り組みを行う。</p>																			
課 題	投下資本の抑制																		
<p>周辺地区の面整備については、投資効果を考慮した計画の見直しやほかの優先順位の高い事業の投資額を鑑み、その事業ペースを落とすなど投下資本の抑制に努める。また新規整備地区については個別処理を基本的に検討を行う。</p>																			
課 題	維持管理費の削減																		
<p>これまでも実施してきた不明水対策をはじめとして施設維持管理費用の削減努力をするとともに、民間的経営手法の導入や一層の定員管理の合理化の検討も含め、汚水処理原価や1人当たり管理運営費の引下げを目指し、より一層の維持管理費の削減に努める</p>																			
課 題	公営企業としての経営改善																		
<p>公営企業会計の導入により収益・費用の適正な把握を行い、効率的な経営に努めるとともに、上下水道の組織統合によるメリットを生かしコスト削減及び住民サービスの向上を目指す。</p>																			
<p> </p>																			
留意事項	<p> </p>																		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）
 (1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		3,378	4,402	4,331	4,606						
	(1) 営 業 収 益 (B)		2,956	2,951	2,989	2,843						
	ア 料 金 収 入		2,322	2,317	2,266	2,259						
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他 (雨 水 処 理 負 担 金)		634 (478)	634 (473)	723 (565)	584 (438)						
	(2) 営 業 外 収 益		422	1,451	1,342	1,763						
	ア 他 会 計 繰 入 金		399	1,413	1,336	1,757						
	イ そ の 他		23	38	6	6						
	2 総 費 用 (D)		2,933	2,776	2,553	2,264						
	(1) 営 業 費 用		1,452	1,499	1,480	1,381						
	ア 職 員 給 与 費 うち退職手当		279	261	264	262						
	イ そ の 他		1,173	1,238	1,216	1,119						
	(2) 営 業 外 費 用		1,481	1,277	1,073	883						
	ア 支 払 利 息 雨水分 汚水分 うち一時借入金利息		144 1,163	123 1,102	108 902	99 739						
イ そ の 他		174	52	63	45							
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		445	1,626	1,778	2,342							
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		5,802	6,773	5,559	2,349						
	(1) 地 方 債 資本費平準化債		3,126 300	5,526 300	4,153 200	1,181 200						
	(2) 他 会 計 補 助 金		1,798	608	615	427						
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		863	621	780	727						
	(6) 工 事 負 担 金		15	18	11	11						
	(7) そ の 他					3						
	2 資 本 的 支 出 (G)		6,205	8,393	7,332	3,799						
	(1) 建 設 改 良 費 うち職員給与費		2,060 154	1,544 128	1,940 110	1,231 107						
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		4,145	6,849	5,392	2,568						
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
	(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-403	-1,620	-1,773	-1,450							

(単位:百万円,%)

年 度	平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	42	6	5	892						
積 立 金 (K)	21	12	5	3						
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		6								
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	15									
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	6	0	0	889						
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	6									
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	0	889						
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	47.7	45.7	54.5	95.3						
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	2,956	2,951	2,989	2,843						
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	2,956	2,951	2,989	2,843						
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	36,737	35,414	34,175	32,788						

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	877	1,886	1,901	2,195						
うち 基 準 内 繰 入 金	802	1,807	1,838	1,868						
うち 基 準 外 繰 入 金	75	79	63	327						
資 本 的 収 支 分	1,798	608	615	427						
うち 基 準 内 繰 入 金	329	308	303	242						
うち 基 準 外 繰 入 金	1,469	300	312	185						
合 計	2,675	2,494	2,516	2,622						

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
使用料回収率※ (%)	59.6	83.4	84.9	90.7						
資本費 (円又は%)	194	184	182	184						
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	47.7	45.7	54.5	95.3						
繰入金比率	収益的収入分 (%)	26.0	42.8	43.9	47.7					
	うち基準内繰入金 (%)	23.7	41.0	42.4	40.6					
	うち基準外繰入金 (%)	2.2	1.8	1.5	7.1					
	資本的収入分 (%)	29.0	7.2	8.4	11.2					
	うち基準内繰入金 (%)	5.3	3.7	4.1	6.4					
	うち基準外繰入金 (%)	23.7	3.6	4.3	4.9					

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(単位:百万円, %)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分	資 本 的 収 入					981	1,878	1,467	1,156	1,527	1,234
	1. 企 業 債										
	2. 他 会 計 出 資 金					571	197	447	421	464	382
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金					321	343	333	341	350	331
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金					570	1,240	1,237	964	1,325	1,041
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金					10	8	2	2	2	2
	9. そ の 他					1	2	3	1	2	2
	計 (A)					2,454	3,668	3,489	2,885	3,670	2,992
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					294					
	純 計 (A)-(B) (C)					2,160	3,668	3,489	2,885	3,670	2,992
	資 本 的 支 出										
	1. 建 設 改 良 費					1,357	2,985	2,735	2,175	3,008	2,491
	2. 企 業 債 償 還 金					95	104	104	104	104	104
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金					2,598	2,864	2,628	2,604	2,565	2,379
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他					3	12	13	10	12	12
	計 (D)					3,958	5,861	5,376	4,789	5,585	4,882
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)					1,798	2,193	1,887	1,904	1,915	1,890	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金					1,371	1,847	1,708	1,736	1,757	1,743	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						283	119	108	96	87	
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他					427	63	60	60	62	60	
計 (F)					1,798	2,193	1,887	1,904	1,915	1,890	
補 填 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)						31,171	30,185	29,469	27,897	26,859	25,714

(2) 他会計繰入金

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)					
区 分	収 益 的 収 支 分					1,730	2,110	1,836	1,920	1,864	1,946
	うち基準内繰入金					1,616	1,945	1,697	1,777	1,763	1,739
	うち基準外繰入金					114	165	139	143	101	207
資 本 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分					892	540	780	762	814	713
	うち基準内繰入金					319	343	333	342	350	331
	うち基準外繰入金					573	197	447	420	464	382
合 計						2,622	2,650	2,616	2,682	2,678	2,659

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
使用料回収率※ (%)					101.1	90.3	96.4	97.7	97.2	97.2
資本費 (円又は%)					199	204	202	197	194	178
総収支比率(法適用) (%)					101.4	106.2	102.5	102.3	102.2	102.0
経常収支比率(法適用) (%)					102.2	106.6	102.9	102.7	102.5	102.4
営業収支比率(法適用) (%)					92.3	87.4	91.1	92.3	92.3	89.2
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)				42.6	47.6	42.8	44.2	43.7	45.0
	うち基準内繰入金 (%)				39.8	43.8	39.5	40.9	41.3	40.2
	うち基準外繰入金 (%)				2.8	3.7	3.2	3.3	2.4	4.8
	資本的収入分 (%)				36.3	14.7	22.4	26.4	22.2	23.8
	うち基準内繰入金 (%)				13.0	9.4	9.5	11.9	9.5	11.1
	うち基準外繰入金 (%)				23.3	5.4	12.8	14.6	12.6	12.8

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	次回の改定は、月20㎡あたり3,000円以上にし、一般会計繰入金金の削減(1億5千万円～2億円程度)を目標に、平成25年度に改定率5～10%程度で実施することとしている。その後は、処理人口および有収水量の減少により、毎年1%程度の減収を見込んでいる
2 他会計繰入金の見込み	施設の老朽化に伴う修繕費や雨水処理費など維持管理費の増加が見込まれるが、料金改定の実施や公債費の償還がピークを過ぎ年々減少していること等により、基準外繰入金金が減少し、繰入金全体でも少しずつ減少していく見込である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・徳山中央浄化センター再構築事業(H21～H46 全体事業費201億円 ※事業内容を再検討) ・合流改善対策事業(H21～H25 全体事業費7億円) ・須々万地区浄化センター統合(機能強化)事業(H23～H26 全体事業費6.7億円)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	会計制度見直しに伴う修繕引当金等の計上額相当を費用に上積み、退職給与費は現職員での所要額を計上、その他維持管理費も増加の見込み。建設改良費は大規模投資も含め、現時点での見込み額を計上、減価償却費および公債費はこれをもとに推計

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
定員管理	③ ④	「質の高い行政サービスを実現する簡素で効率的な自治体への変革」に向け、H17.4.1～H22.4.1までの5か年を対象とした「周南市定員適正化計画」を策定し、H15.4.21の合併当時から279人(全会計)の人員削減を実現した。今後は、質の高い行政サービスの維持、また適正な人員配置による多様化する市民ニーズへの対応に向けた組織づくりを目指すため、H27.4.1の目標職員数1,350人(全会計)を定めた「周南市第2次定員適正化計画」をH22.3月に策定し、さらなる定員適正化を図っている。この中で上下水道局としても、組織統合による業務の効率化を進め、適正な人員配置を検討していく。
給与のあり方	③ ④	H19年4月から実施した給与構造改革により、年功的な給与上昇は抑制され、また、民間賃金水準への見直しも図られたところである。今後は、勤務実績の給与への反映が課題となるが、そのためには人事評価制度の構築が不可欠となる。新たな人事評価制度の確立は容易なことではないが、適切・公平な評価制度の構築により、評価結果等を昇給や勤労手当へ反映することで職員の士気高揚を図っていく。
給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③ ④	昇給の1号抑制などの給与構造改革をはじめ、労働基準法の改正、人事院勧告など、給与に関する各種の制度改正ならびに慢性化しつつある財源不足となっている厳しい財政状況を踏まえ、地域手当の抑制、住居手当の見直し、時間外勤務手当の休日への積極的振替など諸手当の見直し・制度の積極的運用等による人件費の抑制を行っている。今後も継続可能なものは継続し、さらに他の諸手当についても他市町村の動向を注視しながら見直しを検討する。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		該当なし
退職時特昇等退職手当のあり方	③ ④	退職時の特別昇給は平成17年度より廃止した。給与構造改革の施行に合わせ、平成19年度より国に準じた新たな退職手当制度を導入した。
福利厚生事業のあり方	③ ④	職員互助会組織への公費支出については、職員1人当たりの年額がH18年度で11,000円、H19年度で10,800円、H20年度で7,100円、H21年度で7,000円、H22年度で6,900円、H23年度で5,100円と毎年削減しており、職員会費と公費との比率は、H18の50%からH23の34%と減少傾向となっている。今後も「公共団体における行政改革の推進のための新たな方針」に基づき、公費支出について住民の理解が得られるように、事業内容の点検・見直し等を行い、適正な公費支出に努める。
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③ ④	H23年度に公営企業会計を導入するとともに、水道事業との組織統合を行った。これにより薬品の一括購入・管理業務委託など、共通する経費については上下水道で一括契約するなどコストダウンや事務の効率化に努めている。下水道事業としても、し渣処分等の契約の一本化、測定装置などの機種の一斉更新や水質分析の共同化などに、今後も徹底して取り組むほか、カメラ調査等による不明水対策を行い処理費の節減を図るとともに、管渠施設の簡易な修繕など、可能なものができるだけ職員で対応するなど経費の節減に努める。老朽化施設の改築・機能強化にあたっては、今後の維持管理経費の削減を視野に入れた手法を検討する。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③ ④	使用料徴収事務の民間委託をはじめ、浄化センターやポンプ場の運転管理について、民間的経営手法の導入について調査研究を進める

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	現行の使用料は月20㎡あたり2,910円で、水準の3,000円より低いため、次回の改定においてはこれを目安とする。また滞納整理の強化など、有収水量の増加と収納率の向上による使用料の増収を図る。 下水資源の有効活用については、周辺企業と処理水の再利用に向けての研究などを進めているが、具体的な取り組みについて今後も検討をしていく。なお使用済み脱硫剤については、平成19年度から再利用できる業者への売り払いを行っている。
料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開	④	下水道財政の状況をホームページで公開するほか、経営健全化計画についてもホームページで公表する。また市広報や情報公開コーナーなども積極的に活用する。
行政評価の導入	④	平成17年度から行政評価を開始し、平成18年度からは外部評価を実施している。平成22年度には、人事・予算・まちづくり総合計画との連動した仕組み作りを目指し評価表の大幅な見直しを行うとともに、行政評価の一環として、「外部評価」に代え「周南市版事業仕分け」を国の実施方法を参考に実施している。 これらの取り組みの中で下水道事業については、H23年度公営企業法を適用し、水道事業との組織統合を実施したところである。今後は市の取り組みに上下水道局として公営企業としての観点を加えた、より一層効率的な経営及び運営を目指していくこととしている。
4 その他	②	投資効果を鑑み、H22年度に下水道整備予定のあった2つの事業認可区域について汚水処理整備計画の見直しを行い、個別処理への切替えを実施した。老朽化施設の改築、浸水対策などさまざまな課題を抱えるなか、優先順位などを見極め、今後も地域の実状にあった整備を行っていく。これにより投下資本の抑制に努め、公債費の縮減を図り、健全な経営を目指していく。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除線上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「線上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	平成17年度から22年度までの5か年間で職員数163名、対17年度の増減率で10%の削減を目標に、計画的な職員の純減に取り組んできた。引き続きH22.3月に策定した「周南市第2次定員適正化計画」でH27.4.1の目標職員数1,350人（全会計）としている。 下水道事業においては平成19年度以降、整備計画の進捗に応じ整備担当職員をはじめとして平成22年度までで9人の減となった。 またH23年度の水道事業との組織統合によりさらに1人の削減を行っており、今後も簡素で効率的な組織運営でより一層の適正化を目指していくこととしている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	公営企業会計の導入により収益・費用を明確化し、適正な料金設定を検討するとともに、計画的で健全な運営を目指していく。 また水道事業との組織統合による、薬品の一括購入や業務契約の一本化などで効率性を高めるとともに、集落排水も含めた一元管理、分析業務の共同化など、処理場や管渠施設の維持管理経費の削減に取り組む。 また浄化センターなど民間的経営手法の導入に向け調査研究を進めるとともに、汚泥の活用や処理水などの下水資源の有効活用、使用済み脱硫剤の売り払いなど、収入確保のための施策にも取り組む。 またボーナス時期や年度末などの滞納整理により、収納率の向上を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	投資効果を考慮しながら管渠整備を進めるとともに、個別処理への切り替えなどにより、資本投下を抑制して公債費の縮減を図る。
4 その他	経営健全化や財政状況等をホームページや市広報などで積極的に公開する。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度) (延長計画前年度)		(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)		
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	135,385	135,942	136,239	136,510	136,769	137,009	1,624	134,246	133,811	133,379	132,945	131,736	-6,273	
		A 増減		557	297	271	259	240		-2,763	-435	-432	-434	-1,209		
		水洗便所設置済人口(人)	126,803	127,148	127,525	127,907	128,245	128,577	128,910	1,774	126,741	126,329	125,922	125,512	124,371	-4,206
		B 増減		345	377	382	338	332		-1,836	-412	-407	-410	-1,141		
	C 増減		93.7	93.5	93.6	93.7	93.8	93.8	0.1	94.4	94.4	94.4	94.4	94.4	0.6	
	D 増減		14,179,605	14,202,060	14,214,606	14,218,310	14,220,465	14,221,616	42,011	14,039,154	13,898,763	13,759,775	13,622,177	13,485,956	-735,660	
	②	使用料単価(円/㎡) (使用料収入/有収水量)	160	163	163	174	174	175	15	155	168	167	167	167	-8	
	E 増減		15.6	3	0	11	0	1		-20	12	-1	0	-0		
	F 増減		92.0	92.5	92.9	93.1	93.3	93.4		86.6	86.9	87.0	87.5	88.0		
	G 増減			0.5	0.4	0.2	0.2	0.1		-6.8	0.3	0.1	0.5	0.5		
H 増減														0		
経営の効率化	③	管理運営費(千円)	5,556,972	6,792,928	10,072,627	8,162,207	4,774,869	4,790,893	-766,079	4,161,325	4,171,803	4,230,616	4,159,018	4,224,815	-566,078	
	I 増減			1,235,956	3,279,699	-1,910,420	-3,387,338	16,024		-629,568	10,478	58,813	-71,598	65,797		
	J 増減		41	50	74	60	35	35	-6	31	31	32	31	32	5	
	K 増減		310	303	291	268	263	263	-47	172	174	171	172	172	-91	
	L 増減		89	93	94	94	95	96	7	103	104	107	108	109	13	
	M 増減			4	1	0	1	1		7	1	3	1	1		
④	使用料回収率(%) (E/K×100)	51.6	53.8	56.0	64.9	66.2	66.5		90.3	96.4	97.7	97.2	97.2			
累積欠損金比率(%)	当初計画の目標値 (実績値)															
企業債現在高(百万円)	当初計画の目標値 (実績値)	37,757	36,806	35,818	35,408	35,151	34,671									
	延長計画の目標値		36,737	35,414	34,175	32,788	31,171		30,185	29,469	27,897	26,859	25,714			

(単位:千円・百万円)

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	2,262	2,318	2,320	2,481	2,481	2,481							
		改善効果額		235	238	396	397	397	1,663						
		①有収水量の増加		3	4	4	4	4	19						
		②使用料の適正化		227	227	384	384	384	1,606						
	③収納率の向上		5	7	8	9	9	38							
	その他④()														
	改善効果額														
	経営の効率化	管理運営費	5,557	6,793	10,072	8,163	4,775	4,791							
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	5,557	6,793	10,072	8,163	4,775	4,791							
		改善効果額		89	97	105	113	113	517						
⑤職員給与費の適正化 維持管理費(上記以外)の適正化 (合併及び組織再編による業務の一元化等)			89	97	105	113	113	517							
その他⑥()															
改善効果額															
当初計画改善効果額 合計									2,180						

